

## 「広島県視覚障害者の問題を考える会」設立総会次第

日 時 平成24年3月24日（土） 午後3時開会  
場 所 広仁会館（広島市南区霞1丁目2番3号）

### 【議事内容】

1. 設立趣旨説明
2. 会則（別添資料）の決定 （資料1）
3. 役員等の決定
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 理事 若干名
  - (4) 監事 2名
4. 本会に期待すること（各氏からのメッセージ） 各10分以内
  - (1) 教育
  - (2) 福祉
  - (3) 医療
  - (4) 当事者
5. その他
  - (1) 事務局員の委嘱
  - (2) 入会申し込み届及び退会届様式 （資料2）
  - (3) 研修会の日程と内容 （資料3）

## (別添資料) 広島県視覚障害者の問題を考える会規約 (案)

## (名称)

第1条 この会は、広島県視覚障害者の問題を考える会（以下「本会」という）と称する。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は、広島市南区霞1-2-3 広島大学大学院医歯薬総合研究科視覚病態学（代表者 奈良井）に置く。

## (目的)

第3条 本会は、広島県の視覚障害についての諸問題を当事者を含めた現場関係者で考え、関係者間の情報共有と交流を図り、ケアの技術向上と連携を密にすることで視覚に障害のある人の生活の質を向上させることを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は、前条の趣旨と目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ハビリテーション（能力の獲得）およびハビリテーション指導技術等の研修
- (2) 視覚障害に関する調査・研究
- (3) 障害者及びその家族に対する講習会及びケアカンファレンス
- (4) 必要な社会資源の充実の促進
- (5) 関係団体等との連絡・調整
- (6) 会報の発行
- (7) その他前条の目的を達成するため必要と認める事業

## (会員)

第5条 本会の趣旨に賛同する者を会員とする。

2 本会の会員になろうとする者は、所定の方法による入会申し込みを行い、役員会で承認されなければならない。

3 本会を退会する者は、退会届を提出しなければならない。

4 会費を当該年度末まで滞納した会員は、退会したものとする。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中に欠員が生じた場合、役員会の決議によりその欠員を補充することができる。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会事業の企画・立案及び運営にあたる。
- 4 監事は、本会の事業及び会計の監査にあたる。

(役員選任)

第9条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の中から役員会において選任する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が必要と認めたときまたは、役員総数の1/3からの要請があったときに開催するものとし、会長が招集する。

2 役員会の開催は、役員の過半数が出席することを要し、その議決は、出席した役員の過半数で決するものとし、賛否同数の場合は議長が決するものとする。

(総会)

第11条 本会の最高の決議機関を総会とし、毎年1回定例総会を開催する。

2 役員会が必要と認めたときまたは、会員総数の1/4からの要請があったときは、臨時総会を開催する。

3 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の招集及び議長)

第12条 総会は、会長が招集し、会議の議長は、出席者の中から選任する。

(審議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他本会の運営に関する重要事項

(議決)

第14条 総会の議決は、出席した会員の過半数で決するものとし、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

(会計)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、助成金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第16条 会員は、総会で定めた会費を納入しなければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第18条 本会の会務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局員は、会長が会員の中から指名する。

<附則>

1. 本規約は、平成24年3月24日（設立総会日）から施行する。

2. 年会費は次の通りとする。

正会員は 1,000円（学生会員は500円）とする。

## 「広島県視覚障害者の問題を考える会」入会届（案）

年 月 日

私は、「広島県視覚障害者の問題を考える会」の設立趣旨に賛同し、入会を希望いたします。

名 前 ( 男 ・ 女 )

所 属

住 所 ( 職 場 ・ 自 宅 )

( 〒      -      )

電話番号 (      ) -

以下は任意項目です。

※会の諸連絡のため、MLへの登録を推奨いたします。

Eメールアドレス(PC)

Eメールアドレス(携帯)

PC版MLへの登録      希望する ・ 希望しない

年 月 日

## 退会・休会届（案）

私は、諸事情により「広島県視覚障害者の問題を考える会」を（退会・休会）いたします。

名 前 \_\_\_\_\_

広島県視覚障害を考える会  
平成24年度 学習会 計画（案）

1. 研修会の基本方針

- (1) 2か月に1度の開催を基本とする。
- (2) 研修内容は以下の方針を踏まえる。
  - ・事例検討に関すること（事例検討）
  - ・視覚障害をキーワードにした各分野の相互理解に資すること（相互理解）
  - ・研修会や学会参加した内容の共有に資すること（参加報告）
  - ・その他、本会の目的を達するために必要なこと（その他）
- (3) 配布用資料がある場合は、1週間前までにデータを研修会担当者に送付する。
- (4) 資料は原則、データで提供できるよう配慮する。プレゼンテーションの際は視覚を活用できない参加者も同等の情報が得られるよう配慮する。
- (5) 研修会にゲスト等を招いてお話ししていただいたり、制度や新製品・新治療など早急に共有しておくべき事態が生じたりするなどの際は、計画の変更には臨機応変に対応する。

2. 平成24年度研修会計画

4月 担当：氏間

- ・事例検討
- ・相互理解（各参加組織、団体のサービス内容、活動内容の報告）
- ・その他（告知、依頼、報告等）

6月 担当：西村

- ・事例検討
- ・相互理解（医療分野）
- ・その他（告知、依頼、報告等）

8月 担当：馬屋原

- ・事例検討
- ・相互理解（福祉分野）
- ・その他（告知、依頼、報告等）

10月 担当：氏間

- ・事例検討
- ・相互理解（教育分野）
- ・その他（告知、依頼、報告等）

12月 担当：大石

- ・事例検討
- ・相互理解（団体・法人）
- ・その他（告知，依頼，報告等）

2月 担当：富島

- ・事例検討
- ・1年の総括
- ・その他（告知，依頼，報告等）

参加者管理：勝田

資料管理：久保

## 会員名簿（3月16日現在）

	氏名	所属	役割分担
1	牟田口 辰己	広島大学教育学部	総括
2	氏間 和仁	広島大学教育学部	研修
3	樋口 正美	広島市立本川小学校	広報
4	川口 数巳江	広島県立広島中央特別支援学校	相談
5	木内 良明	広島大学病院	アドバイザー
6	西村 有紀	広島大学病院視能訓練士	研修
7	奈良井 章人	広島大学病院	事務局長
8	山代 浩人	広島県眼科医会	アドバイザー
9	白根 雅子	広島県眼科医会	アドバイザー
10	橋本 克枝	はしもと眼科（広島県眼科医会常任理事）	相談
11	山川 佳子	木村眼科内科病院 社会福祉士	相談
12	佐々木 健二	視覚障害者の自立をすすめる会	相談
13	大石 一夫	視覚障害者の自立をすすめる会	研修
14	馬屋原 武	広島市視覚障害者福祉協会	研修
15	秋吉 龍生	広島市視覚障害者福祉協会	相談
16	久保 正道	みんなの働く場いっぽ	研修
17	勝田 知徳	タナカメガネ	研修
18	周藤 美苗	広島市視覚障害者情報センター	会計
19	川崎 令子	県立視覚障害者情報センター	広報
20	萬 あおい	広島市総合リハセンター歩行訓練士	相談
21	松高 紀夫	広島市総合リハセンター歩行訓練士	広報
22	組地 清志	広島ブレイルセンター	広報
23	組地 美智子	広島ブレイルセンター	広報
24	富島 俊枝	（株）Bee Hive	研修
25	青木 弘美	木村内科病院検査課課長	
26	岩佐 悦明	歩みの会（安佐北区当事者の会）会長	
27	荒木 哲三	日本網膜色素変性症協会県副支部長	
28	瀬村 玲子	しらね眼科看護師	
29	下江 克明	歩行訓練士	